

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年12月10日（月） 午前10時00分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

【市立病院】

- (1) 第5号議案 平成30年度亀岡市病院事業会計補正予算（第1号）
- (2) 第23号議案 平成30年度亀岡市病院事業会計補正予算（第2号）

【環境市民部】

- (1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 第2号議案 平成30年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 第19号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第7号）
- (4) 第20号議案 平成30年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

【健康福祉部】

- (1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 第12号議案 亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について
- (3) 第17号議案 財産の無償譲渡について

4 討 論～採 決

5 行政報告

【健康福祉部】

- (1) 亀岡市自殺対策計画について

【環境市民部】

- (1) 亀岡市新火葬場整備基本計画の策定について
- (2) 亀岡市太陽光発電施設の設置及び適正管理に関する条例（案）について
- (3) かめおかプラスチックごみゼロ宣言について

6 陳情・要望について

(1) 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書について

7 議会だよりの掲載事項について

8 わがまちトークの意見対応について

9 子どもの権利条例（仮称）について

10 その他

「亀岡市自殺対策計画」(素案) 概要

健康福祉部 地域福祉課

1. 計画策定の趣旨

国においては、平成10年以降、全国の自殺者数が14年連続して3万人を超えるという深刻な状況を受け、平成18年10月に「自殺対策基本法」を制定、平成19年6月には自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定され、政府による自殺対策が推進されてきました。

このような状況を受け、本市においても平成23年に「セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会」を設置し、「けがや事故などは偶然の結果ではなく予防することが出来る」というセーフコミュニティの理念に基づき、自殺対策はこの理念を共有できる政策であるとして体系的に事業を推進してきたところです。

委員会を設置した平成23年の本市における自殺者数は20人でしたが、平成29年には8人まで減少しており、自殺対策の取り組みの成果が表れていると考えております。

しかし、本市では勤労者の自殺者が多い傾向にあるなど、今後に向けた課題は依然として残されていること、また平成28年4月の自殺対策基本法の一部改正に伴い、市町村においては平成30年度中の「自殺対策計画」の策定が義務化されたことを踏まえ、本市の今後の自殺対策を推進していく基本方向を定めるため、「亀岡市自殺対策計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づき、本市の状況に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるもので、「第4次亀岡市総合計画」との整合性を図り、「京都府自殺対策推進計画」並びに地域の実情を勘案して策定するものです。

3. 計画期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）の5か年計画とします。

4. 計画の目標

国の自殺総合対策大綱において、当面の目標として平成38年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年度と比べて30%以上減少させることとされています。亀岡市においては、自殺死亡率は年々減少しており、平成27年度と比べても30%以上減少していることから、平成38年（2026年）まで減少している現在の状態を維持することを目標とします。

5. 計画策定体制

セーフコミュニティかめおか 自殺対策委員会の開催
自殺対策委員会 計画検討ワーキンググループの開催
パブリックコメントの実施

6. 計画の構成

- 第1章 計画策定の概要
- 第2章 亀岡市における自殺の現状と課題
- 第3章 セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会における
これまでの取り組み
- 第4章 自殺対策の基本的な考え方
- 第5章 自殺対策のための重点施策
- 第6章 自殺対策の推進体制

7. 基本施策

- (1) 市民への啓発と周知
 - 自殺予防週間・月間の取り組み
 - こころの体温計
 - イベント啓発
 - 相談カードの設置
 - 相談窓口のPR
- (2) 悩みを抱えた人の「気づき」と「発信」に関する取り組み
 - 市内企業従業員への啓発

市内企業との連携

(3) 自殺対策を支える人材育成

ゲートキーパー養成事業

自殺対策講演会

(4) 地域におけるネットワークの強化

セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会

セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会ワーキング会議

生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議

生活困窮者自立相談支援事業

社会的孤立防止対策事業

(5) 生きることの包括的支援

いのちを支える相談事業

精神保健福祉プログラム

多重債務支援プログラム

生活困窮者自立支援事業

セーフコミュニティの取り組み

8. 重点施策

【亀岡市が取り組むべき課題】

- ① 「勤労者」への啓発
- ② 「ゲートキーパー」のさらなる養成
- ③ 相談窓口の啓発・周知
- ④ 「生活困窮者」も含めた幅広い支援

(1) 企業従業員への啓発と企業との連携

本市では「勤労者」の自殺が多い傾向にあることから、市内企業の従業員に対し啓発を進めるとともに、積極的に取り組んでいる企業との連携し予防啓発活動を実施する。

(2) ゲートキーパー養成事業

悩みを抱える人に「気づき」、「支えられる」人材の養成及び専門的支援ができる人材の育成を促進する。

(3) 市民への啓発と周知

相談窓口のPRや街頭啓発活動、また自死遺族や自殺願望を抱える人の家族へのサポート事業の啓発等、市民への一層の啓発を進める。

9. 策定の経過と今後のスケジュール

(1) 策定経過

- 6月 自殺対策ワーキング会議
策定スケジュールの検討
- 8月 SCかめおか自殺対策委員会の開催
計画に盛り込むべき内容の検討
- 11月 自殺対策ワーキング会議の開催
計画素案の検討

(2) 今後のスケジュール

- 12月 SCかめおか自殺対策委員会の開催
- 12月下旬から1月中旬
パブリックコメント制度による意見募集
- 1月下旬 パブリックコメント意見結果取りまとめ
- 1月 自殺対策ワーキング会議の開催
- 2月 SCかめおか自殺対策委員会の開催
- 3月 亀岡市自殺対策計画の策定

○亀岡市新火葬場整備基本計画の策定について

- 1 亀岡市新火葬場整備基本計画策定業務委託に係るプロポーザルの実施
→ H30.9.6 契約 (株)東畑建築事務所 大阪事務所
- 2 整備計画
 - (1) 余部町丸山を整備予定地として検討
 - (2) 施設整備計画
 - (3) 法的条件の整理
 - (4) 電気・水道等のインフラ整備
 - (5) 土地利用及び配置計画
 - (6) 土木造成計画
 - (7) 施設規模
 - (8) 火葬場施設の検討
 - (9) 火葬炉整備計画
 - (10) 維持管理・運営計画
 - (11) 事業手法の検討

※ 土木造成計画 施設内道路、造成、調整池 等



■ コンセプト

豊かな自然に包まれた火葬場と樹木葬墓地が共存する亀岡らしい葬送の場の創出

- ・人と自然が見送る安らぎの場を創出するために、「多くの種類が共生する自然豊かな山林ー里山の回復・保全」を目指す。
- ・葬送の場としてふさわしい景観、庭園整備を心情に配慮してシーン毎に行う。
- ・丸山ー安行山全体を樹木葬墓地と位置づける事を提案。
- ・丸山ー安行山を送る場・祈りの場として意味づける。

■ 基本方針

第一整備：『尊厳のある葬送空間』として適切な斎場景観整備



第二整備：丸山ー安行山全体を樹木葬墓地とする整備
(火葬場整備とは別事業)

■ 第一整備：『尊厳のある葬送空間』として適切な斎場景観整備

●国道からのエントランス部、アプローチ路：

ヤマザクラやイロハモミジ等、地域植生になじみ、かつ、修景効果の高い樹木をエントランスツリーとして植栽する等。

市街地や遠方からの視認性に配慮。

アプローチ路のシークエンス景観の創出

●頂部外周林：

火葬場建設地の外周は、ある程度人工的に設えられた公園のような樹林を整備。疎林とし季節感のある花木や落葉樹の中を散策できる庭とする。コブシや果樹等里にある樹種、会葬者にとってなじみのある（記憶の手がかりとなる）樹種構成。火葬場の内外をつなぐ景観。

屋外の居場所として散策路沿いに滞留スポットや小広場等を配置。

●火葬場建築周囲及び中庭

亀岡にちなんだ庭園など、見る庭。

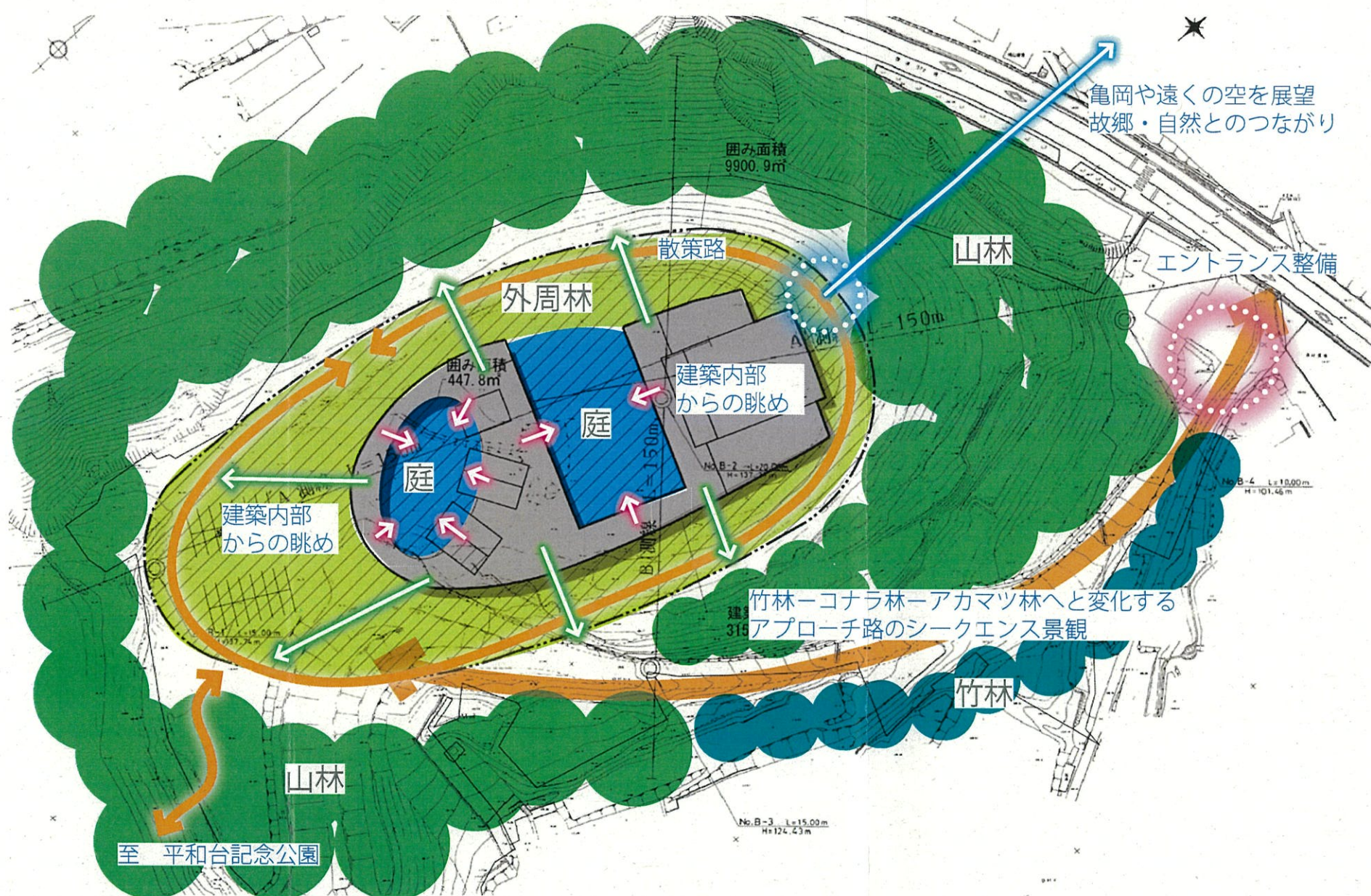
●その他

安行山にある平和台記念公園まで散策路をつなげる。

火葬場から亀岡を見晴るかす場所を設定するなど。

→既存林の部分的開削や屋上などの展望スペースを設定。

■ 第一整備ゾーニング概略図



山林：豊かな大きな自然



外周林：公園のような自然



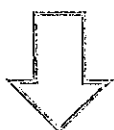
庭：人工的な自然



亀岡市太陽光発電施設の設置及び適正管理に関する条例(案)の概要

課 題

- ・立地地域との周知不足によるトラブル
- ・不十分な設計・施工・メンテナンス
- ・山林伐採等による自然破壊、景観等への影響
- ・事業終了後のパネル放置、跡地利用に係る懸念



条例(案)の概要

(目的) 太陽光発電施設の設置が防災並びに自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、その適正な設置、維持管理及び用途廃止後の有効な跡地利用を図り、もって市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与する

(対象) 以下の太陽光発電施設(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く)

- ・一定以上の規模のもの
- ・設置場所が、傾斜や高低差が大きいもの

1. 設置許可制度の創設

- ・市内全域を許可を要する地域と定め、地元団体等との協定締結を義務化

2. 設置禁止区域の設定

- ・災害防止、景観・自然環境保全の観点から設置が不適当な区域を設定

3. 許可基準の設定

- ・防災上の措置、自然環境の保全、設計の安全性の確保の観点から、設置基準を設定

4. 事業廃止の届出義務

- ・事業廃止後の適正な用途廃止に係る措置並びに用地の跡地利用に関する計画を定め、推進する義務を明記

5. 立入検査・勧告・改善命令

- ・施設への立入検査
- ・勧告や命令に従わない事業者に対する氏名公表

対象地域	
・市内全域	

設置禁止区域	
区域設定の考え方	区 域
防災	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
自然環境	国定公園及び都道府県立自然公園の区域 都市計画公園、緑地の未供用区域（国又は地方公共団体等所有地除く） 湯の花温泉景観形成地区及び自然景観形成地区
住環境	住居地域（※）
まちづくり	商業地域、近隣商業地域

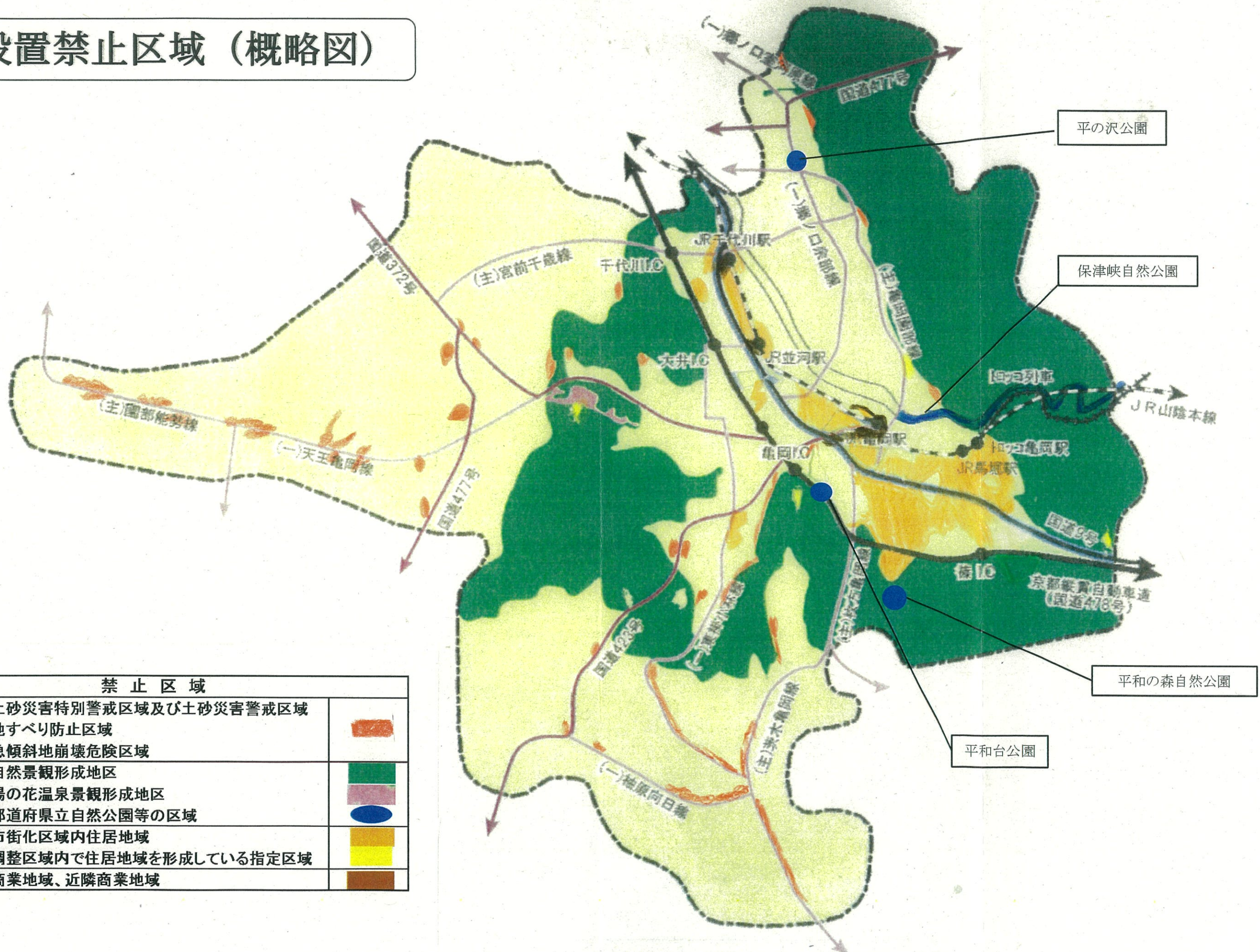
※ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域その他市街化調整区域等において住居地域を形成している区域で別途定めるもの

許可を要する事業	
項 目	要 件
規 模	事業区域の面積が500㎡以上のもの（※）
地 形	事業区域内における高低差が13m以上の斜面 事業区域内の傾斜度が25度以上の斜面

※ 既に太陽光発電施設を設置した土地や設置中の土地と併せて設置する場合で、その土地面積の合計が500㎡以上となるものや、実質的に同一の事業者が同時期に又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で複数の発電施設に分割して設置し、その土地面積の合計が500㎡以上となるものを含む

設置禁止区域（概略図）

禁 止 区 域		
防 災	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	
自然環境	自然景観形成地区 湯の花温泉景観形成地区 都道府県立自然公園等の区域	  
住環境	市街化区域内住居地域 調整区域内で住居地域を形成している指定区域	 
まちづくり	商業地域、近隣商業地域	



かめおかプラスチックごみゼロ宣言の進め方

1 日 程

日 時	会 議 等	内 容
12月10日(月)	環境厚生常任委員会	
12月13日(木) 9時30分～10時30分 800会議室	かめおかプラごみゼロ宣言	宣言の発信

2 議会の宣言内容（素案）

別添のとおり

3 宣言の進行

(1)出席者

○市長・議長、副議長

※その他の出席者については、議会事務局と調整中

○コーディネーター 大阪商業大学 原田准教授

(2)進行方法

○開会（市）

○宣言の発表

・市長 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」（亀岡市）

・議長 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言（仮称）」（市議会）

○プラスチックごみ問題の解決に向けて（仮題）

コーディネーター 原田准教授

○質疑応答

○会見終了

(3)準備物

○看板…「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」 500mm×3000mm

○バックパネル 市…2枚 議会…2枚 準備

○プロジェクター・パソコン … 必要に応じ、映像による補完を検討

○宣言収納用ファイル

○名札（机用）

『かめおかプラスチックごみゼロ宣言』

1 宣言文(案)

深刻化する海洋プラスチック汚染は、魚や海鳥などの海の生態系にまで大きな影響を与え、地球規模の問題となっています。ここ亀岡でも、大量のペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみ問題が、保津川をはじめとする自然景観や市民の生活環境、そして観光にも大きな影響を与えているだけでなく「市の魚 アユモドキ」に代表される多様な川の生態系にも影響を及ぼすことが危惧されています。

この問題は、私たち一人ひとりの身近な問題として捉えていく必要があります。そして、私たちにできる身近な取組みを国内外の他都市とも連携し、湧き上がるような大きな流れを巻き起こしていかなければ解決できるものではありません。

今、世界では、使い捨てプラスチックごみの削減に向けた動きが加速しています。亀岡市は、平成 24 年に内陸部の自治体で初めてとなる海ごみサミットを開催し「母なる川保津川」から海ごみをなくす取組みを発信してきました。こうした取組みをさらに深化させ、みなさんとともに 2030 年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指します。そして、自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む『世界に誇れる環境先進都市』を実現します。

2018 年 12 月 13 日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

2 目指す目標

- (1)市内の全ての店舗でのプラスチック製レジ袋有料化を皮切りにプラスチック製レジ袋禁止に踏み切り、エコバック持参率 100%を目指す取組みを進めます。
- (2)「保津川から下流へ、そして海にプラスチックごみを流さない。」世界規模の海洋汚染(マイクロプラスチック)問題に立ち上がる意識のつながりを呼び掛けます。
- (3)当面発生するプラスチックごみについては 100%回収し、持続可能な地域内資源循環を目指します。
- (4)使い捨てプラスチックの使用削減を広く呼びかけ、市内イベントにおいてもリユース食器や再生可能な素材の食器を使用します。
- (5)市民や事業者の環境に配慮した取組みを積極的に支援し、世界最先端の『環境先進都市・亀岡』のブランド力向上を目指します。



平成30年9月20日受理
(郵送)

2018年(平成30年)9月19日

亀岡市議会議長 殿

地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書について

京都弁護士会

会長 浅野 則 明

当会は、2018年8月22日、「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」を発出いたしましたので、添付のとおり、ご送付させていただきます。

本意見書は、地方消費者行政の推進に重要となる国から地方公共団体への交付金が、大きく減額されることとなり、本来であればより一層の拡充が求められるはずの相談体制や消費者教育・啓発活動が縮小・減退の道をたどる事態となったため、国に対して下記の措置を求めるべく発出したものです。

1. 2018年度(平成30年度)の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体の消費者行政に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、同年度本予算で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当すべきこと
2. 2019年度(平成31年度)の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも2017年度(平成29年度)と同水準で確保すべきこと
3. 地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報を受け、P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録したり、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行ったりすることの効果が、地域の消費者のみならず、国の消費者政策の推進にもつながることを踏まえ、その費用について国の恒久的な財政措置を講じるべきこと

消費者被害の被害者となりやすい高齢者や学生等の多い京都において、国からの交付金の減額によって、消費者行政が後退すれば、多くの被害者が生まれ、救済されない事態となることは必至です。これに対しては地方公共団体自身が声を上げていく必要があるものです。

つきましては、貴会におかれましても、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める同趣旨の意見書を地方自治法第99条の規定により国にご提出していただきたく、ご検討のほどお願い申し上げます。

【送付書類】

- ・地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書(京都弁護士会)
(参考資料)
- ・地方消費者行政に対する交付金予算額の推移
- ・地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書(大阪府議会)
- ・地方消費者行政に対する交付金等による財政支援の継続・拡充を求める意見書(神戸市会)

2018年(平成30年)8月22日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	福 井 照 殿
消費者庁長官	岡 村 和 美 殿
消費者委員会委員長	高 巖 殿

京都弁護士会

会長 浅 野 則 明

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 国は、2018年度(平成30年度)の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体の消費者行政に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、同年度本予算で確保できなかった交付金額について、補正予算で手当すべきである。
- 2 国は、2019年度(平成31年度)の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも2017年度(平成29年度)と同水準で確保すべきである。
- 3 国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、消費生活相談情報を受け、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録したり、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行ったりすることの効果、地域の消費者のみならず、国の消費者政策の推進にもつながることを踏まえ、その費用について国の恒久的な財政措置を講じるべきである。

第2 意見の理由

1 消費者被害の現状

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数をみると、2017年(平成29年)は91.1万件となっており、前年と比べ1.9万件増加し、依然として高水準で推移している。また、2017年(平成29年)の1年間の消費者被害・トラブル額は、「既支払額(信用供与を含む。)」ベースで約4.9兆円にもなっている。

他方、2016年度(平成28年度)の京都府(消費生活安全センター及び各広域振興局)の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は5,630件で、過去5年間6千件弱で推移し、市町村を含めた府内の消費相談窓口で受け付けた相談件数は約2万件弱で推移している。この

ように京都府下でも、消費者被害はなお減少しておらず、むしろ、高齢化及び情報通信技術の発達により、高齢者の被害やインターネットトラブル等で解決が困難な被害も増加しているような状況にある。

2 地方消費者行政の役割

国及び地方公共団体は、消費者の保護・救済を図るべく、いずれも消費者政策を推進する責務を負うものであるが、上記のような消費者被害の現状の中で、消費者行政の果たすべき役割は一層大きなものとなっている。

この点について、京都府では、複雑化・困難化する消費生活相談に対応し、その早期解決を図るため、府・市町村の職員・相談員と京都弁護士会の弁護士が連携し、法令解釈など専門的観点でのサポート体制を整え、特に困難な事案の処理については、必要に応じ弁護士を中心にしたあっせん会議を開催するなど、全国的にも先進的な取り組みを実施してきた。さらに、消費者の啓発・教育についても、京都府下で活発に活動している適格消費者団体その他の消費者団体と協同して実施し、消費者被害の予防・救済を実効的に図るとともに、これらの団体への多くの支援も行ってきたものである。

3 交付金の減額による地方消費者行政の縮小・減退

京都府下において、上記のような先進的な取り組みが進められ、地方消費者行政の役割が十分に果たされてきた背景には、2008年度（平成20年度）から開始された「地方消費者行政活性化基金」の交付措置がある。2014年度（平成26年度）からは「地方消費者行政推進交付金」に移行し、2015年度（平成27年度）及び2016年度（平成28年度）は50億円、2017年度（平成29年度）は42億円が予算計上（補正予算を含む。）されていた。

そして、国は、消費者基本計画（2015年（平成27年）3月24日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指した「地方消費者行政強化作戦」を推進するため、これまで交付金を通じて、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援する旨を表明しつつ、その政策目標の達成を地方公共団体へ促してきた。このような国の政策にも応じて、交付金によって財政面で支えられることにより、京都府その他の地方公共団体における消費者行政は積極的に推進されてきたのである。

ところが、このように地方消費者行政の推進に重要となっている交付金に関し、2018年度（平成30年度）、消費者庁は、地方消費者行政推進交付金30億円、新規の地方消費者行政強化交付金10億円の概算要求をしていたものの、予算案では、2つの交付金を合わせて24億円しか確保することができず、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となった。

この交付金減額という結果によって、これまで国と地方公共団体が共に実施してきたはずの消費者行政の推進政策は、突如として大きな方向転換を余儀なくされており、本来であればより一層の拡充が求められるはずの相談体制や消費者教育・啓発活動が、いずれ縮小・減退の道をたどることは必至である。

4 地方消費者行政と国の責務

地方消費者行政は、自治事務として位置づけられるが、そもそも消費者政策は、国と地方公共団体が共にこれを担い、推進していくべきものであり、地方公共団体の自主財源のみに委ねればよいというものではなく、国と地方公共団体の両者がその責務を果たすために、国による財政支援が必要となるのである。

また、消費生活相談情報を受け、P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録したり、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行ったりする事務については、全国的な被害の予防、市場の公正確保など、国の消費者行政事務を地方で分担しているという側面も同時に有しているものであり、その費用については、国による恒久的な財政措置が図られるべきものである。

さらに、2018年（平成30年）6月13日に成立した「民法の一部を改正する法律」による成年年齢引下げとの関係でも、同法の附帯決議の中で「若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講じること」等が求められており、国の消費者行政推進という観点からも、地方消費者行政の果たす役割はますます大きくなっており、交付金を減額するどころか、予算措置の必要性は一層高まっているのである。

5 結論

以上のとおり、交付金が縮減され、財政的な支えを失うことにより京都府その他の地方公共団体による地方消費者行政が受ける影響は大きく、消費者保護のための各事業の減退は避けられないのであって、高止まりする消費者被害を予防・救済し、消費者が安心して生活できる地域づくりを行うため、京都府その他の地方公共団体がその役割を十分に果たすことができるようにするためにも、国は、意見の趣旨記載の措置を講じるべきである。

以 上

地方消費者行政に対する交付金予算額の推移

【地方消費者行政活性化交付金】

都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の造成に必要な経費を交付し、消費者行政活性化に向けた地方公共団体の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成して地方公共団体を支援する、「集中育成・強化期間」

平成21年9月
消費者庁設立

- ・平成20年度 2次補正予算:150億円
- ・平成21年度 補正予算:80億円
- ・平成24年度 当初予算:5億円 + 補正予算:60.2億円
- ・平成25年度 当初予算:5億円 + 補正予算:15億円
- ・平成26年度 当初予算:30億円

※被災4県を対象にした復興特別会計については記載を省略している（以下同様）。

平成24年7月
「集中育成・強化期間」
後における地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の方向性として、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」

【地方消費者行政推進交付金】

平成29年度を新規事業の開始期限とし、事業メニューごとに活用期限（主に7年間）を設ける。単年度の交付金化（基金の繰り入れ不可。）。

平成27年3月
地方消費者行政
強化作戦

- ・平成26年度 補正予算:20億円
- ・平成27年度 当初予算:30億円 + 補正予算:20億円
- ・平成28年度 当初予算:30億円 + 補正予算:20億円
- ・平成29年度 当初予算:30億円 + 補正予算:12億円

消費者基本計画を踏まえ、消費者庁として、地方消費者行政のための交付金を通じ、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援

平成30年度は？

《消費者庁による概算要求》

地方消費者行政推進交付金 30億円
+

地方消費者行政強化交付金 10億円

…従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援するもの

《平成30年度予算案》

地方消費者行政強化交付金 24億円 + 補正予算:??円

※地方消費者行政推進交付金は、地方消費者行政強化交付金に統合。

⇒ 強化事業と推進事業の二本立て

●地方消費者行政強化事業【補助率:1/2】

⇒ 対象事業は、国として取り組むべき重要消費者政策（SDGsへの対応等）や国の政策推進等への対応（ギャンブル等依存症対策やAV出演強要問題等）に限定。

●地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）【補助率:定額】

⇒ 平成29年度までの事業を引き続き支援。しかし、交付額は減少へ。

前年度当初予算と比べ、
6億円の削減

地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書

更新日：平成30年6月8日

地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書

インターネットの普及や高齢化の進展など、社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、地方自治体の消費者行政の取組は、これまで国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。

しかし、この交付金措置が2017（平成29）年度で一区切りを迎えるなど、今後、国による現行の交付金の活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取組の後退が懸念されている。地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要がある。

加えて、若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっているが、地方自治体では消費者行政を担当する職員はほとんど増えていない。消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、消費生活相談員など専門人材の確保や担当する職員の資質の向上等の体制強化が重要である。

よって、国においては、地方自治体における消費生活相談体制の整備や消費者行政の充実・強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く求める。

記

1. 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取組については、恒久的な財政支援を行うこと。

2. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全）
内閣官房長官

各あて

大阪府議会議長
岩木 均

平成30年 6 月 22 日

衆議院議長	} 各宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
消費者及び食品安全担当大臣	

神戸市会議長 北 山 順 一

地方消費者行政に対する交付金等による財政支援の継続・拡充
を求める意見書

消費生活相談体制の整備等，地方消費者行政の充実・強化については，これまで，地方消費者行政推進交付金等を活用した取組が図られてきました。

一方で，この交付金措置は平成29年度で一区切りを迎えており，平成30年度予算では，地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求があったものの，結果として本予算では24億円の計上にとどまっています。

インターネット・SNSの普及や，成年年齢の引下げ，また，高齢者の消費者被害が増加してきている中，若年層への消費者教育の充実，消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置等，地方自治体が取り組むべき課題は，依然，山積しています。

消費者庁には地方支分部局がなく，国による交付金措置が後退することで，消費生活相談体制の維持など，地方自治体における消費者行政が後退を余儀なくされ，また，消費者被害情報の収集・分析，法執行，消費者被害防止の広報啓発といった国の消費者行政全般が進まない恐れがあることから，国におかれては，地方消費者行政の充実・強化を図るため，下記の措置を講じられるよう，強く要望します。

記

1. 平成30年度本予算における地方消費者行政に係る交付金の減額が地方自治体

に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、本予算で確保できなかった交付金額については、補正予算で手当てすること。

2. 平成31年度予算における地方消費者行政に係る交付金について、少なくとも平成29年度までの水準を確保すること。

3. 消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務といった、国全体の消費者行政に資する取組については、地方自治体に対する恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

亀岡市子どもの権利条例（仮称）（案）

前 文

私たちのふるさと亀岡市は、緑豊かな山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、亀岡盆地の中央を流れる保津川に注ぎ込み、自然や心豊かな人、まちを形成している。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在である。

すべての人は、生まれながらに一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を有しており、子どもも大人と等しく、この基本的人権を有している。

成長過程にある子どもが健やかに育つためには、様々な助けを受けることが必要である。生まれてから大人になるまでの少しの間、人は子どもとして、基本的人権のほか子どもにとって大切な特別の権利が保障されている。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを理解し、社会全体で支えられながらそれを行使していくことで、すべての人が自分と同じように権利を有することや、自分自身も社会の一員として他人の権利を大切にしなければならないことを学び大人へと成長していく。子どもの権利が守られる社会を実現することは、すべての人が互いに尊重される社会を実現することにつながる。

よってここに子どもの権利を大切に考える考え方が亀岡市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会が実現することを願って、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子どもその他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

- (2) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (3) 子どもに関する施設 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（**学校教育法第1条に規定する大学を除く。**）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の**教育施設子ども・子育て支援に関する施設**をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者（第1号に規定する子どもを除く。）**又は若しくは**市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもの権利 児童の権利に関する条約及びこの条例に規定する権利をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもは権利の主体であり、その年齢及び発達に応じて自らその権利を行使できること。
- (2) 子どもは、子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (3) 子どもは、個人としての尊厳が重んじられ、健やかに成長するための環境が確保されること。
- (4) 子どもは、自身にとって最善の利益が考慮され、社会全体で育まれること。
- (5) 社会における制度又は慣行において、子どもの権利が尊重されること。
- (6) 子どもの権利の保障は社会全体の責務であり、実効性ある具体的な取組によって推進されること。

（子どもの権利）

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約に規定される権利のほか、次の各号に掲げる権利を保障される。

- (1) 自らの権利を理解し、適切に行使するために必要な教育を、その年齢及び発達に応じて受けること。
- (2) 自らの権利を守るために必要な相談の機会及び支援を求めること。
- (3) **自らの**権利が侵害されたとき又は侵害されるおそれがあるときは、自ら救済を求めること。
- (4) 自らに関わる重要な事柄について**保護者その他の者他人**が決めようとするときは、説明を求め、又は意見を述べること。

(市等の責務)

第5条 市~~、並びに~~保護者~~、並びに~~子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員~~、並びに~~地域住民並びに事業者は、互いに連携を図り、協力して子どもの権利を保障するものとする。

- 2 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 3 市は、子どもの権利が侵害されたときは、子どもが速やかに救済を受けられるよう、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の地方公共団体~~又は及~~**び**公共的団体との連携に努めなければならない。
- 5 市は、子どもの権利の普及及び啓発を行うものとする。
- 6 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもを監護し、必要な協力及び支援を市等に求め、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 7 子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員は、基本理念にのっとり、子どもに関する施設において、子どもが自らの権利を理解し、子どもの年齢及び発達に応じた権利行使ができるよう支援することを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 8 地域住民は、基本理念にのっとり、子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりを推進し、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会づくりを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。
- 9 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者が子育て及び仕事を両立

できるよう必要な職場環境を整備することを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、亀岡市子どもの権利の日を設ける。

2 亀岡市子どもの権利の日は、11月20日とする。

(基本計画)

第7条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画を策定し、定期的に検証し、及び必要に応じて改定するものとする。

2 市は、基本計画を策定し、又は改定するに当たっては、子ども及び地域住民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとする。

4 議会は、基本計画の推進状況を監視及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(推進体制)

第8条 市は、子どもの権利を保障する観点から子どもに関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を~~を~~の整備~~す~~に努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、子どもの権利の保障が推進されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第10条 議会及び市は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

亀岡市子どもの権利条例（仮称）逐条解説（案）

○前文

前文では、子どもの権利保障の推進の必要性和条例制定の趣旨を説明し、今後どのようなまちづくりを目指すのかを宣言しています。

（１）第１段落

亀岡で学び育つ子どもたちがかけがえのない存在であることを述べ、自然豊かな亀岡らしさを表現しています。

（２）第２段落

すべての人が生まれながらに基本的人権を有しており、子どもも例外ではないことを述べています。子どもの基本的人権も大人のそれと何ら変わりなく尊重されなければなりません。また、基本的人権は誰もが生まれながらにして有しているのであって、大人が子どもに対してそれを与えたり、認めたりするものではありません。このことを十分に認識する必要があるのは、子どもの基本的人権が侵害されやすく、子ども自らの力でその回復を実現することが困難であるためです。

（３）第３段落

基本的人権の他にも、特に子どもに保障されるべき権利があることを述べています。例えば、児童の権利に関する条約には、守られる権利、育つ権利などが規定されており、これらは成長過程にある子どもが健やかな大人に育つために必要な権利です。

（４）第４段落

これらの権利を子ども自身が理解し、適切に行使することが、よりよい社会の実現につながることを述べています。子どもに権利を「与える」とわがままになるのではないかという疑問を想定し、環境厚生常任委員会では文献調査及び先行事例における実情の聞き取りを行いました。委員会内での議論を経て、子どもの権利が守られる社会を目指すことは全ての人にとって有益であるとの結論に達しました。

（５）第５段落

上記を踏まえて、子どもの権利条例を制定することを宣言しています。

第1条（目的）

条例を定める目的についての条文です。

目的は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもが安心して学び育つことができる地域社会を実現することです。この条例では、そのために必要なことを定めます。

第2条（定義）

条例の中で使用される用語の意味を明らかにする条文です。

（1）第1号関係

「子ども」とは何かを説明しています。子ども・子育て支援法では「子ども」を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定義されています。子どもの権利条約に規定する子どもは18歳未満ですが、この条例では、高校在学中に18歳を迎えた者、子どもの権利を侵害され学びや育ちが保障されないまま18歳を迎えた者等、その他これと等しく権利を認めることが適当であるものを含めて「子ども」と定義しています。市が子どもの権利保障に資する施策を行う際は、この定義により、18歳以上であっても子どもとして対応されるべき者を含むこととなります。

また、市内に住民登録や外国人登録があるかどうか、通学または通勤をする者であるかどうかを問いません。

（2）第2号関係

「保護者」とは何かを説明しています。親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものを保護者と定義しています。

（3）第3号関係

子どもの権利保障の推進に重要な役割を担う施設を「子どもに関する施設」と規定しています。子どもに関する施設には次のものが含まれます。

- ・児童福祉法第7条に規定されている児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設等）
- ・学校教育法第1条に規定されている学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）
- ・学校教育法第124条に規定されている専修学校及び同法第134条に規定されている各種学校
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている認定こども園
- ・社会教育法に規定されている社会教育施設
- ・その他の施設として、民間のフリースクール、学習塾、おけいこ塾等

（4）第4号関係

「地域住民」とは何かを説明しています。市内に居住し、通勤し、若しくは通学等する者、又は若しくは市内に事務所を有する法人その他の団体を地域住

民と定義しています。市民だけでなく、市外の住民であっても市内に通勤し、通学している者や自治会、子ども会、市内で活動している団体や個人が該当しています。

この条例においては、第5条に規定する子どもの権利を保障する責務を負う主体としての地域住民を指す用語であることから、定義から子どもを除外しています。

(5) 第5号関係

「子どもの権利」とは何かを説明しています。児童の権利に関する条約に規定されている権利に加えて、この条例の第4条に規定される権利をいいます。

(6) 第6号関係

「事業者」とは何かを説明しています。住居や事務所が市外にあっても、市内で事業活動を行う者は事業者です。

第3条（基本理念）

子どもの権利保障に関する基本理念を明らかにする条文です。

(1) 第1号関係

子どもは権利の主体として、自ら権利を行使することができることを明らかにしています。これまで子どもは愛護される対象として捉えられてきましたが、2016年の児童福祉法改正では、子どもが権利を有する主体であることが初めて明確にされました。

(2) 第2号関係

子どもだからという理由で軽んじられることがないようにすべきことを理念として明らかにしています。

(3) 第3号関係

子どもも、個人としての尊厳が守られることを明らかにしています。

(4) 第4号関係

最善の利益を考慮されるとは、その子どもにとって最もよいことは何であるかを考慮されるということです。社会全体で子どもを育む際には、大人の都合を優先するのではなく子どもの最善の利益が実現されるようにすべきことを明らかにしています。

(5) 第5号関係

制度や慣行において、子どもの権利が尊重されていない場合があります。これまで当たり前に行ってきたことについても、子どもの権利が尊重されているかどうかを確認し、必要な対応がとられるべきことを示しています。

(6) 第6号関係

子どもの権利保障を、具体的な取り組みによって推進することを明らかにしています。

第4条（子どもの権利）

子どもは、児童の権利に関する条約に規定される権利が保障されることを明らかにしています。それに加えて、特にこの条例によって保障される権利を明らかにする条文です。

各号に規定する権利は、条約と同様の趣旨によるものですが、市の事務に密接に関わる範囲について、より明確に定めることで権利保障に資する施策が具体的に推進されることを狙いとしています。

（１）第1号関係

適切に権利を行使するためには、教育を受ける必要があります。第2号以下の権利についても、子ども自身がその権利を有していることを理解し、行使する方法を知らなければなりません。子どもは、そのための教育を年齢と発達に応じて受ける権利があり、それが保障されるべきことを明らかにしています。

（２）第2号関係

子どもには自ら、相談したり支援を求めたりする権利があり、それが保障されるべきことを明らかにしています。子ども自身の求めに応じて機能する権利保障の仕組みは乏しいのが現状です。保護者等からの家庭相談によって子どもの困りごとを把握した際も、市の相談員等が直接に子どもの声を聞き取る機会が確保できていないことが環境厚生常任委員会では懸念されていました。子どもに関する相談は、保護者等の大人が行い、子どもへの支援を家庭への支援を通じて届けるという方法だけでは、子どもの権利が十分に保障されないことから、この規定を設け、子どもが直接相談したり支援を求めたりできることを明らかにしたものです。

（３）第3号関係

子どもには自ら救済を求める権利があり、それが保障されるべきことを明らかにしています。この規定は、前号よりも深刻または緊急性のある状況を想定しています。問題が顕在化してからでなければ救済されないのではなく、権利が侵害されたときや侵害されるおそれのあるときに子ども自身が救済を求められる仕組みが必要です。特に、身近な大人が子どもにとって脅威である場合などは、行動範囲の狭い子どもには自分で避難することを思いつくのが難しいため、日頃から子ども自身が救済を求める権利について認識し、どこに救済を求めればよいのか、行動を起こしたときにどのように権利が守られるのかを具体的に知っておくことが大切です。

（４）第4号関係

自分に関係する重要な事柄を他の者が決めようとするとき、子どもは説明を求め、意見を述べる権利があり、それが保障されるべきことを明らかにしています。成長過程にある子どもは大人に生活を依存しており、自己決定できる範囲が大人に比べて非常に小さいため、大人たちが決定した事柄に大きな影響を受けることとなります。そのような場合にも、子どもは個人としての尊厳が重

んじられなければなりません。子どもに関係する重要な事柄が決定されるとき、子どもの意思は蔑ろにされがちですが、子どもには発達と年齢に応じた説明がされ、意見を述べる権利があります。子どもに関する事柄を決定しようとする他者もそのことを十分に認識しなければなりません。

第5条（市等の責務）

子どもの権利を保障する主体を、市、保護者、子どもに関する施設の設置者等、地域住民及び事業者とし、それぞれの責務を定める条文です。

（１）第1項関係

それぞれの主体が連携、協力して子どもの権利を保障しなければならないことを明らかにしています。

（２）第2項関係

第3条に掲げた基本理念にのっとり、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないことを明らかにしています。あらゆる施策とは、子ども・子育てに関する福祉施策だけでなく、子どもに関わる全ての施策を指します。例えば、財政、防災、まちづくりなどの施策も、子どもの権利保障の理念にのっとっていることが求められます。

（３）第3項関係

市は、子どもの権利が侵害されたとき、子どもが速やかに救済を受けられるようにするための施策を講じよう努めなければならないことを明らかにしています。

（４）第4項関係

市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の地方公共団体又は及び公共的団体との連携に努めるべきことを明らかにしています。市単独では対応できないことも、民間団体を含めた他の主体とともに連携して、広く権利保障に努めることとするものです。

（５）第5項関係

市が、子どもの権利の普及・啓発を行うことを明らかにした条文です。環境厚生常任委員会では、先行事例の調査を踏まえ、子どもに対しては、学校の授業の一環として段階的に理解を深められるような教育が必要である等の意見がありました。また、他市の事例では条例自体をふりがな付きの敬体にして親しみやすくするなどの工夫もありましたが、本条例については本文を簡素にして、普及・啓発の際の表現をわかりやすくすることとなりました。誰に対してどのような普及・啓発を行うのが効果的であるかについても議論されましたが、条文では具体的な方法を指定していません。

（６）第6項関係

保護者は、児童の権利に関する条約、児童福祉法、教育基本法等にも規定されている通り、一義的に子育ての責任を負う主体です。保護者は、第3条に掲

げた基本理念にのっとり、その子どもにとって最もよいことは何かを考慮して子どもの監護をしなければならないことを明らかにする条文です。また、子どもの最善の利益を実現するためには、保護者のみで対応しようとするのではなく、必要なときに市等、外部に協力や支援を求める責務があることを明らかにしています。例えば、子どものために受けるべき支援を保護者が遠慮して求めないことにより、子どもに不利益を与えるようなことがあってはなりません。この条項は、基本理念を定めた第3条のうち、特に子どもの最善の利益を社会全体で実現することを明らかにした第4号に関わっています。

(7) 第7項関係

子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員の責務を明らかにする条文です。子どもに関する施設においては、子どもが自らの権利を理解し、子どもの年齢及び発達に応じた権利行使ができるように支援すべきことを明らかにしています。子どもに対してそのような支援を行うためには、施設の設置者等が子どもの権利について深く理解していることが必要となってきます。

(8) 第8項関係

地域住民の責務を明らかにする条文です。子どもは、地域において、子ども同士の交流や地域住民等との多様な関わりを通して成長・発達していきます。しかし、近年では、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、地域とのふれあいの希薄化が課題となっています。地域社会全体で、子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりや、子どもが地域の活動に参加できる機会の創出を行うことにより、子どもの権利の保障に努めていくことを規定しています。

(9) 第9項関係

事業者の責務を明らかにする条文です。労働者が子育てと仕事を両立できるような職場環境を事業者が整備することは、子どもの権利保障に資するとの考え方によるものです。

第6条（子どもの権利の日）

国際連合で児童の権利に関する条約が採択された11月20日を、子どもの権利の日として設定する条文です。権利の日に、普及・啓発イベントを行うこと等を条文に定めるのかどうかについて議論されましたが、従来の施策の普及・啓発で行われているイベント等とは別の方法により柔軟に展開することが想定されたため、条文では記念事業を行うことについては明記していません。

第7条（基本計画）

(1) 第1項関係

市が、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための基本計画を策定、検証、必要に応じた改定をすることを定めています。

亀岡市は、子ども・子育て支援事業計画を策定していますが、その計画は主に子育て家庭のニーズに合わせて福祉サービスを提供していくためのものとなっており、子どもの権利の保障という観点からの総合的な計画ではありません。

そこで、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障するために必要な基本計画を策定することを決めました。

（２）第２項関係

基本計画の策定、改定に当たって、市が子どもや地域住民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じ~~じ~~ずることを定めたものです。

適切な措置とは、必ずしも大規模な広聴活動の実施を必要とするものではありません。できることから始めて、改善を重ねていくことを想定しています。

（３）第３項関係

市が基本計画の推進状況を毎年議会に報告することを定めた条文です。

報告の方法は、内容により常任委員会での説明や文書による報告も想定されます。形式にこだわらず、実質的に価値のある情報共有となるよう留意しなければなりません。

（４）第４項関係

議会が基本計画の推進状況を監視及び評価し、必要に応じて提言等を行うことを定めた条文です。主に常任委員会が、進捗状況の報告や日頃の情報共有を通じて、条例制定後も子どもの権利保障について注視していきます。

第８条（推進体制）

市が、子どもの権利保障の観点から諸施策を企画し、各部署と連携して実施するため~~の~~に必要な体制~~を~~の整備~~す~~に努めることを定めた条文です。従来から、子どもに関する諸施策には庁内横断的な連携が必要であることが認識されてきましたが、未だに十分な状況にありません。総合的な企画や調整を行うためには、司令塔となる部署を設け権限を明確にするなどの体制整備が重要であることが先行事例の調査によっても示されました。そこで、この条文では単に全庁的な連携を行うこととするのではなく、そのための体制整備~~を行う~~に努めることを明記しました。

第９条（財政上の措置）

市~~が~~は、子どもの権利の保障が推進されるよう、必要な財政上の措置を講じ~~じ~~ずることを定めた条文です。

子どもの権利の保障に必要な施策等は、単に財政難を理由に置き去りにされるべきではありません。この条文を根拠に、限られた資源を配分するに当たり、子どもの権利が保障されるよう配慮されているかを議会が評価することとなります。

第 10 条（条例の見直し）

議会及び市が、必要に応じて条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることを定めた条文です。

最小限の条項により構成されている本条例は、制定後に運用状況を注視しながら必要に応じた改正がされることを想定しています。その主体としての議会の責任を強調するため、素案段階では「議会は」と表現されていましたが、市も議会と同様に条例の規定を検討し、所要の措置を講ずるべき主体であるとの議論を経て、「議会及び市は」と主語が変更されました。

また、条例の見直しが検討を加えた結果に基づいて行われるとの定めは、その議論の経過が明らかにされるべきことを前提としています。

第 11 条（委任）

条例の施行に関する細かな事柄については規則で定めることとしています。

具体的な運用や施策の展開についても、条例で定めるのではなく、政策提言として議会から提案をしています。

附則

本条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日と定めるものです。

わがまちトーク(宮前町)で頂いた意見・要望等と回答について

環境厚生常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	ソーラーパネルについては、適正に設置するための条例が必要ではないか。	法律がないので手をつけられないでいるが、今後必ず解決すべきことである。九州では九州電力が買取りできないというニュースもあった。環境への影響もあり、独自で条例をつくる必要があると考える。	環境厚生	○		

わがまちトーク(本梅町)で頂いた意見・要望等と回答について

環境厚生常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	農地をソーラーの施設に転用する案件が増えている。条例とまではいかないが、むやみに転用できない仕組みづくりをしてほしい。現段階で、転用案件に関しての意見が何かあれば。	現在、太陽光発電設置条例を、調査研究中である。	環境厚生	○		

わがまちトーク(千歳町)で頂いた意見・要望等と回答について

環境厚生常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	敬老乗車券の購入数に制限があるが、必要な人には販売枚数を拡大してほしい。また、ガレリアかめおかまで往復すると、乗換えが必要のため、4枚使用しなければならない。千歳町からガレリアかめおかまで直通の運行を考えてほしい。	購入数についての意見は執行部に伝えていきたい。来年、新しい公共交通の計画が策定される予定であるが、意見を参考に、公共交通対策特別委員会でも議論していきたい。	環境厚生	○		
			公共交通対策			
2	高齢者が増えていく中で、サロンの内容を思案しながら実施している。他の地域はどのように実施されているか聞きたい。	例えば千代川町の「笑楽の会」では、皆で輪になっていろいろな運動をしている。「あいうべ体操」という顔の体操は免疫力もアップすることであり、地域でも取組んではどうか。大井町では歌声サークルを実施している。それぞれ地域によって特色を出し、楽しい場を創出されている。	環境厚生	○		

わがまちトーク(畑野町)で頂いた意見・要望等と回答について

環境厚生常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	情報伝達として、行政が高齢者にスマートフォンを助成してはどうかと考える。今、高齢者向けのスマートフォンも出ている。行方不明時の捜索や健康管理、天気などの情報も調べられ、市民福祉の増進にもつながる。財政負担が伴うが、議会としてどう考えているのか。	6月の地震時、電話は不通であったがSNSは使用できた。今、孫とやり取りをするためスマートフォンを持つ高齢者もいる。助成するのも施策かもしれないが、亀岡市が発信するフェイスブックなど、今あるものを活用してはどうかと思う。また、先進事例を検証していきたいと思う。	環境厚生	○		
2	避難勧告が出てから、災害時要支援者のところに民生委員が安否確認に行くのは、二次災害の危険もある。独自の名簿で事前に行っている。当日、亀岡市が災害時要支援者名簿を持って来られても全く機能していない現状を議会は把握しているのか。	ある地域では台風襲来時に民生委員が、地域を回り、早めの避難を促した。名簿の開示条件については議会も確認しないといけない。民生委員も大変だが、自主防災会の実際に即した訓練や活動の見直しも必要であると思う。	総務文教			
			環境厚生		○	
3	以前、民生委員の補助について話も出たが、課題としては、業務が大変で、なり手がないのではないかという意見や、プライバシーの守秘義務についての意見もあった。	京都市では民生委員に対して、2人の老人福祉委員がいるという制度がある。高齢者に特化しているが、自治会や地域包括支援センターが集約して見ていくという方法もある。畑野町にも当てはまるのではないかなと思う。行政と協議し、守秘義務を条例化する検討が必要である。	環境厚生	○		

わがまちトーク(東本梅町)で頂いた意見・要望等と回答について

環境厚生常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	東本梅保育所について、11月27日に開催されたオープン会議で、市長から自然保育に取り組みたいという提案があった。町民は好意的に捉えており、町を挙げて進めていきたいと考えている。これについて議会として把握していることは。	11月30日の環境厚生常任委員会で担当課から行政報告を受けた。地元としっかり協議して進めていくべきだと思う。このような自然保育の取り組みは応援していきたい。	環境厚生	○		
2	亀岡市からは地元の本気度を見て保育所の存続を判断するということをやられている。児童数も大事だが、最も大事なのは子どもの発達である。何とか存続を考えていただきたい。		環境厚生	○		
3	広域入所について、現在南丹市からの入所のハードルが高く、なかなか進んでいない。自然保育を契機に、広域入所がしやすいように検討いただきたい。	環境厚生常任委員会で、広域入所の仕組みを確認し、できないか研究を進めていきたい。	環境厚生	○		
4	入所のしおりには保育所が2年後に統合するかのような書き方がされている。地元で存続を諦めさせようとしているように感じる。議会もチェックしてほしい。	入所のしおりの内容は確認していきたい。亀岡市としては、子育てを邪魔しようとしているのではなく、わかっていることは広報の段階でちゃんと伝えておくことが大切だと考えているのだと思う。	環境厚生	○		
5	いきなり大人数で保育を行うのではなく、徐々に人数を増やしていくのがよいと思う。もう一度保育論を考え直してほしい。		環境厚生	○		